

2023 年度農薬アドバイザー講習会（前期）実施要領

【目的】

農作物の安定生産、品質向上を図るうえで病虫害防除は不可欠であるが、一方、県民の健康保持、生活環境の保全を図るためには、農薬の安全性を確保することが極めて重要である。

そのため、県は農薬販売者や防除指導担当者等の農薬取扱者に対し、農薬の適正使用に関する資質向上を図るための専門的な講習会を実施し、指導的役割を担う農薬アドバイザーを養成することを目的とする。

【受講対象者】

滋賀県に在住または勤務している農薬販売者、農薬取扱者、農業者、その他農薬の指導に関わる者。

【研修会の実施と受講方法】

県のホームページで講習会資料の公開をもって、講習会実施とする。公開している講習会資料を熟読することで、受講とする。

【講習会内容】

講義資料	担当部署
農薬の適正使用と危被害防止について	みらいの農業振興課
農薬取締法の概要	病虫害防除所
毒物及び劇物取締法の概要	薬務課
食品衛生法の概要、残留農薬検査について	生活衛生課

※ホームページ URL：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/18397.html>

【講習会実施期間、レポート提出期間、認定証の公布時期】

- (1) 講習会実施期間：令和5年5月15日～6月15日
- (2) レポート提出期間：令和5年5月15日～6月15日
- (3) 認定証の公布時期：7月上旬頃

【認定証の交付】

認定証の交付希望者は、ホームページの講習会資料を熟読し、すべての講義の資料について、50字～500字で適切に要約し、しがネット受付サービスでレポート提出期間内にレポートを提出する。レポートを提出した者には認定証を交付する。

※行政関係者（国、県、市町の職員）には交付しない。

【認定証の有効期間】

受講日から3年後の年度末までとする。

【申込料】

無料

【その他】

- ・インターネットに接続できない場合は、電話で相談すること。
(連絡先) 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課みどりの食料戦略室環境・獣害対策係
電話 077-528-3842
- ・続けて更新を希望される場合は、期限内の再受講が必要。
- ・本講習会で得た個人情報は農薬アドバイザーの運営にのみ使用する。